

参考資料

濃州関所茶屋 物産ショップ販売規程

1 販売方法

濃州関所茶屋物産ショップ（以下「物販ショップ」という。）における商品の販売方法は、商品の納入者が販売者に販売手数料を支払い、販売を依頼する委託販売及び販売者が商品を直接調達する直営販売とする。

2 納入者

委託販売を依頼できる商品の納入者は、物産ショップ会員（以下「会員」という。）に登録した関市内の者とする。

3 営業時間

午前9時から午後4時30分まで

4 休業日

- (1) 毎週火曜日（ただし、祝日の場合はその翌日とする。）
- (2) 祝日の翌日（ただし、翌日が土曜日及び日曜日の場合は除く。）
- (3) 12月29日から1月3日まで（ただし、1月2日の午前中を除く。）
- (4) 販売者が特別に定めた休業日（関市への事前承認を要する。）

5 販売する商品

- (1) 物産ショップ
この地域で生産又は製造されたものとする。
- (2) 物産ショップ（朝市）
会員が生産したものとする。

6 販売所の設備、商品の陳列

- (1) 陳列棚、陳列平台（移動式）、透明ガラス陳列棚及びショーケース用冷蔵庫
- (2) その他販売者が用意するもの
※商品の陳列場所は、販売者が決定する。

7 商品の価格

商品の価格は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

8 販売手数料

個々の商品ごとに、販売者と納入者との協議により決定する。

9 商品の在庫管理

販売者は、あらかじめ会員と協議及び打合せを行い、商品の納入、管理、価格表示、販売、売上清算、在庫等のトラブル回避のための安全管理を行うものとする。

10 商品（生産又は製造品）の責任

販売者は、濃州関所茶屋のイメージダウンにつながらないよう、購入者に対する責任の所在を明らかにするものとする。

11 会員登録及び脱会

会員への登録及び脱会は、公平かつ平等に行うものとする。

12 その他

この規程で定めるもののほか、運営上必要な事項は販売者が定めるものとする。